

大和市副市長の事務分担等に関する規則をここに公布する。

令和3年5月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第24号

大和市副市長の事務分担等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の職務に係る事務分担等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 副市長の職務に係る事務の分担は、次に定めるところによる。

(1) 井上昇副市長

ア 市民経済部、健康福祉部、こども部、消防本部及び消防署に属する事務

イ 教育委員会、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務

(2) 小山洋市副市長

ア 総務部、環境施設農政部、文化スポーツ部、街づくり施設部及び市立病院に属する事務

イ 選挙管理委員会との連絡調整に関する事務

2 市長室及び政策部に属する事務並びに議会及び監査委員との連絡調整に関する事務は、両副市長が共同で担任するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、両副市長が共同で担任するものとする。

(1) 市議会に提出する議案に関する事務

(2) その他重要な事務であって、市長が必要と認めるもの

(分担の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、特に副市長を指定して特定の事務を担当させることができる。

(市長の職務代理の順位)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、この規則の施行の日以後最初の年度にあつては第2条第1項に掲げる順序とし、その翌年度にあつては同項第2号、同項第1号の順序とし、その後は順次これを繰り返すものとする。

(事故がある場合等の事務処理)

第5条 いずれかの副市長に事故があるとき、又はいずれかの副市長が欠けたときは、その分担事務は、他の副市長が担任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。